

# 大野城市緊急事態等対処計画

令和5年3月 修正

# 目 次

## 第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 定義	1
1 事件・事故等の緊急事態	1
2 想定する緊急事態	1
第3節 緊急事態の対処と各種計画等との関係	2
1 法令等に義務付けられている場合	2
2 法令等に義務付けられていない場合	2
第4節 組織の役割	2
第5節 緊急事態対処の基本方針	4
1 緊急事態対処の基本的な考え方	4
2 危機レベルの設定	4
3 危機レベルの決定	5
4 緊急事態対処体制	5
第6節 責務	6
1 市の責務	6
2 各部局の責務	6
3 職員の責務	6

## 第2章 事前対策

第1節 緊急事態に関する調査・研究	7
第2節 マニュアル等の作成及び点検・確認	7
1 マニュアル等の作成	7
2 マニュアル等の点検・確認	7
第3節 関係機関等との協力体制の整備	7

第4節	訓練・研修の実施	8
第5節	市民への情報提供と危機管理意識の向上	8
第6節	物資等の確保及び備蓄	8

### **第3章 緊急対策**

第1節	情報伝達と情報収集・管理	9
1	初期情報の収集・報告	9
2	初期情報の内容	9
3	初期情報の提供	11
4	情報の一元化	11
5	情報の整理・記録	11

第2節	体制及び対処方針	12
-----	----------	----

第3節	緊急対策の実施	14
1	基本方針	14
2	二次被害の防止対策	15
3	応援要請	15
4	主な緊急対策	15

第4節	広報の実施	15
1	市民及び報道機関への情報提供	15
2	広報内容	15
3	広報の手段	16

第5節	各部局からの応援体制	
1	各部局からの応援体制の確立	17

### **第4章 事後対策**

第1節	復旧対策の推進	19
-----	---------	----

第2節	各種制限措置の解除	19
-----	-----------	----

第3節	市民の不安の解消及び安心の回復	19
-----	-----------------	----

第4節 再発防止策の検討・実施	19
-----------------	----

1 検証	19
------	----

2 再発防止	19
--------	----

第5節 マニュアル等の見直し	20
----------------	----

#### 資料編

1 緊急事態として取り扱う主な事態	
-------------------	--

2 用語集	
-------	--

3 様式集	
-------	--

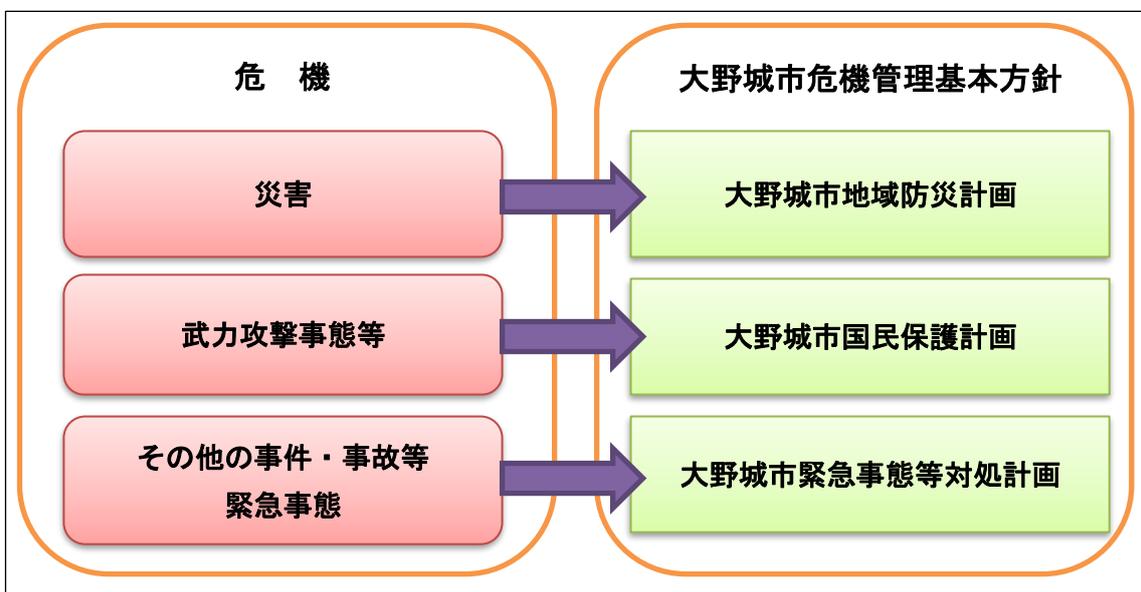
## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、「大野城市危機管理基本方針」※に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制することを目的として、大野城市における危機管理※の組織体制の構築をはじめ、事前対策、緊急対策、事後対策等について定める。

なお、「大野城市地域防災計画」※で対処する災害、「大野城市国民保護計画」※で対処する武力攻撃事態等※及び緊急対処事態※については、それぞれの計画で対処する。

#### ■危機の種類と各対処計画



### 第2節 定義

#### 1 事件・事故等の緊急事態

事件・事故等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）とは、大規模な感染症、環境汚染、公共施設での事件・事故、その他の事態で、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機をいう。

#### 2 想定する緊急事態

大野城市緊急事態等対処計画（以下「本計画」という。）で想定する緊急事態の主な事例として、次のように整理する。

**【想定する緊急事態】 <表 1 >**

区 分	主な事態
健康危機	重大な感染症・大規模な食中毒
環境危機	大気汚染 水質・土壌汚染
施設事故	施設での火災や爆発等の事故 情報システムの障害
ライフライン	上水道の給水停止（断水）・異常湧水 大規模停電
犯罪	施設への犯行予告等・バスジャック等 サイバーテロ※・不審者や不審物
動物等	家畜伝染病※ 危険生物（動物・昆虫類）※
その他	不発弾等の処理・行方不明者 個人情報漏えい

### 第 3 節 緊急事態の対処と各種計画等との関係

緊急事態の対処と各種計画等との関係は、次のとおりとする。

#### 1 法令等に義務付けられている場合

法令等により計画等の作成が義務付けられている緊急事態については、それらの計画等により対処する。

#### 2 法令等に義務付けられていない場合

法令等に義務付けられていない場合は、本計画及び各種緊急事態等の個別マニュアル・個別計画（以下「マニュアル等」という。）等に基づき対処する。

### 第 4 節 組織の役割

#### （1）各部局の役割

各部局は、緊急事態の発生を未然に防止するよう努めるとともに、緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確な初動対処を行い、その被害の防止及び軽減に努め、次の業務を行う。

- ①想定される緊急事態に係る情報の収集・分析
- ②想定される緊急事態に係るマニュアル等の整備
- ③緊急事態発生時の情報収集をはじめとする迅速かつ的確な初動対処

- ④関係部局及び関係機関との連携
- ⑤想定した緊急事態以外の新たな緊急事態発生の予知・予測
- ⑥緊急事態発生時の他部局への協力

## (2) 危機管理課の役割

危機管理課は、本市の危機管理に係る総合調整として、次の業務を行う。

- ①国、県及び関係機関への協力依頼及び連絡調整
- ②各部局が所管する緊急事態等についての連絡調整及び支援
- ③緊急事態に対するマニュアル等の取りまとめ及び策定支援
- ④緊急事態に関する啓発及び研修・訓練の企画・実施
- ⑤緊急事態調整会議の事務局の設置
- ⑥緊急事態対策室及び緊急事態対策本部の事務局の設置
- ⑦その他危機管理推進のために必要な事項

## (3) 緊急事態調整会議

緊急事態調整会議は、平時において発生が想定される緊急事態に関する協議、発生した事象を緊急事態として取り扱うかどうかの判断や、緊急事態が発生した場合の所管部局の決定など、何らかの調整を行う必要が生じた場合に副市長を議長として開催する。

なお、緊急事態への対処は初動対応が重要であることから、緊急事態であることが明白である場合などは、緊急事態調整会議の開催を待つことなく、各所管部局が初動対応を行う。

### ■緊急事態調整会議

構成	副市長・危機管理部長・所管部局長・所管課長・危機管理課長
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における緊急事態に関する協議</li> <li>・緊急事態として取り扱うかどうかの判断</li> <li>・所管が不明確な場合や所管が複数にまたがる場合の主管対応部局の決定</li> <li>・その他調整すべき事項が発生した場合の判断</li> </ul>
開催時期	平時及び危機レベル1
事務局	危機管理課

(注：危機レベルについては、第5節2危機レベルの設定を参照)

## (4) 緊急事態対策室会議

緊急事態対策室会議は、危機レベル2において開催し、副市長を総括責任者として対処の方針や体制を決定するとともに、各部局の連絡・調整を行う。

## **(5) 緊急事態対策本部会議**

緊急事態対策本部会議は、危機レベル3において開催し、市長を総括責任者として、対処の方針や体制を決定するとともに、各部局の連絡・調整を行う。  
なお、この場合は、地域防災計画に基づく災害対策本部会議を準用する。

## **第5節 緊急事態対処の基本方針**

### **1 緊急事態対処の基本的な考え方**

緊急事態対処の基本的な考え方は、次のとおりとする。

#### **(1) 所管部局が明確な場合**

- ①所管部局が本計画及びマニュアル等に基づき対処する。
- ②危機管理課と連携して各部局等に情報の提供を行う。
- ③必要に応じて関係部局の応援を得て対処する。

#### **(2) 所管部局が不明確な場合**

- ①危機管理課が本計画及び類似の事態のマニュアル等に基づき初動対応を行う。
- ②関係部局と連携して情報を収集するとともに、各部局等に情報提供を行う。
- ③所管部局が判明又は決定した場合はその部局が対処する。

#### **(3) 所管部局が複数にまたがる場合**

- ①緊急事態調整会議等を開催し、所管部局を決定する。
- ②所管部局が本計画及びマニュアル等に基づき対処する。
- ③危機管理課と連携して各部局等に情報の提供を行う。
- ④必要に応じて関係部局の応援を得て対処する。

### **2 危機レベルの設定**

緊急事態が発生した場合、被害の状況や規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲等に応じて、次の3つのレベルに区分する。

**【危機レベルの判断基準】 <表 2 >**

危機レベル	被害の程度	基準	対応
危機レベル 1	限定的	各課及び各部局内のみでの対応が可能	所管部局
危機レベル 2	大きい	関係部局との連携による対応必要	所管部局 危機管理課
危機レベル 3	甚大	全庁的な対応が必要	全庁

### 3 危機レベルの決定

危機レベルの判断及び移行については、危機レベルの判断基準<表 2 >に基づき、緊急事態の内容等を総合的に判断のうえ、レベル 1 及びレベル 2 については副市長が、レベル 3 については市長が決定する。

なお、所管部局や危機管理課は、危機レベルにかかわらず、必要に応じて各部局に応援を要請することができるものとする。

### 4 緊急事態対応体制

緊急事態が発生した場合は、次のとおり速やかに危機レベルに応じた体制を構築する。

なお、緊急事態の発生規模や被害状況により、危機レベルの段階的移行が必要な場合も想定されることから、最悪のケースを想定して柔軟に対応するものとする。

#### (1) 危機レベル 1 (所管部局対応)

- ① 危機レベル 1 は所管部局において緊急対策を円滑に実施するための体制をとる。
- ② 所管部局内において協議のうえ対処方針及び体制を決定し、必要に応じて危機管理部長と協議するとともに、緊急事態調整会議を開催する。

#### (2) 危機レベル 2 (所管部局・危機管理課対応)

- ① 危機レベル 2 は所管部局、関係部局及び危機管理課を中心に緊急事態対策室を設置する。
- ② 副市長を総括責任者とした「緊急事態対策室会議」を開催し、対処方針及び体制を決定する。

#### (3) 危機レベル 3 (全庁的対応)

- ① 市長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部\*体制を準用して緊急事態対策本部を設置する。
- ② 市長を総括責任者とした「緊急事態対策本部会議」を開催し、対処方針

及び体制を決定する。

**【危機レベルと緊急事態対処体制】 <表 3 >**

危機レベル	危機レベル判断 及び決定	総括責任者 (対処方針等の決定)	動員体制	
			主体	応援
危機レベル 1	副市長	所管部局長	所管部局	危機管理課 (各部局)
危機レベル 2	副市長	副市長	緊急事態対策室	
			危機管理課 所管部局	関係部局 (各部局)
危機レベル 3	市長	市長	緊急事態対策本部 (大野城市地域防災計画における 「災害対策本部」体制に準ずる。)	

## 第 6 節 責務

### 1 市の責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、その他の地方公共団体、その他の関係機関、市民及び事業者と相互に連携・協力し、緊急事態に関わる対策の総合的な推進に努めるものとする。

### 2 各部局の責務

各部局は、想定される緊急事態に備え、個別の対処計画やマニュアル等を整備し、緊急事態発生時は、情報収集をはじめとする初動対処を迅速かつ的確に行うとともに、関係部局及び関係機関と連携し、その被害の防止及び軽減に努めるものとする。応援の要請があった場合には、速やかに対応に協力することとする。

### 3 職員の責務

職員は、平常時から起こりうる緊急事態を想定し、その未然防止対策や緊急対策の検討を行うなど、危機管理の視点をもって業務の遂行に努めるものとする。

このため、危機管理基本方針、本計画、マニュアル等に習熟するとともに、緊急事態に関する知識の習得に努め、危機管理能力の向上に努めるものとする。

また、緊急事態の発生時には対策に関する実務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全確保に努めるものとする。

## 第2章 事前対策

### 第1節 緊急事態に関する調査・研究

各部局及び危機管理課は、緊急事態について情報の収集に努め、本市で想定される緊急事態発生の要因・危険度・被害などについて調査及び研究を行うとともに、事前対策、緊急対策に反映させる。

### 第2節 マニュアル等の作成及び点検・確認

#### 1 マニュアル等の作成

各部局及び危機管理課は、対象とする緊急事態に備えるため、大野城市危機管理基本方針及び本計画に基づき、マニュアル等を作成する。

マニュアル等に記載する項目は、緊急事態の事案により異なるが、次の構成例を参考に作成し、関係部局等に周知する。

#### ■マニュアル等の構成例

大項目	小項目
1. 総則	(1) 目的
	(2) 定義
	(3) 基本方針
2. 事前対策	(1) 危機管理意識の向上
	(2) 危機管理体制の整備
	(3) 情報伝達体制の整備
3. 緊急対策	(1) 情報の収集・伝達・管理
	(2) 緊急対策の検討・決定
	(3) 緊急対策の実施
	(4) 広報の実施
4. 事後対策	(1) 復旧対策
	(2) 被害等の影響の軽減
	(3) 再発防止策の検討・実施
	(4) 対処の評価とマニュアル等の見直し

#### 2 マニュアル等の点検・確認

各部局及び危機管理課は、作成したマニュアル等に基づいた訓練等を通して、当該マニュアル等の点検や確認等を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

### 第3節 関係機関等との協力体制の整備

各部局及び危機管理課は、緊急事態に備えるため、国、県、その他の地方公共団体及び関係機関と平常時から緊密な連携を図り、連絡窓口等を事前に確認しておく。

#### **第4節 訓練・研修の実施**

各部局及び危機管理課は、緊急事態に対処するための訓練及び研修を実施し、対処手順などの確認を行う。

#### **第5節 市民への情報提供と危機管理意識の向上**

各部局及び危機管理課は、緊急事態に備えるために、必要な情報を提供するなど、市民啓発に努め、緊急事態に関する知識の普及及び危機意識の高揚を図る。

#### **第6節 物資等の確保及び備蓄**

各部局及び危機管理課は、緊急事態の対応に必要な物資等を備蓄するとともに、定期点検等を実施する。

## **第3章 緊急対策**

### **第1節 情報伝達と情報収集・管理**

#### **1 初期情報の収集・報告**

##### **(1) 第一報の情報伝達**

緊急事態に関する情報を得た職員は、ただちにその緊急事態を所管する課長に報告し、所管課長は所管部局長及び危機管理課長に報告する。

なお、所管部局が不明確な緊急事態に関する情報を得た職員は、危機管理課に報告する。

##### **(2) 情報収集体制の確立**

危機レベルが確定するまでは、各所管部局と危機管理課が連携して情報収集に努める。

なお、危機レベルが明らかな場合は、危機レベルに応じた体制で情報収集をする。

##### **(3) 現地での情報収集**

所管部局は、ただちに職員を現地に派遣して、情報収集や現地対応を行う。

##### **(4) 報告**

危機管理課長は、危機管理部長に報告するとともに、秘書室長を通じて、市長及び副市長に速やかに報告する。

#### **2 初期情報の内容**

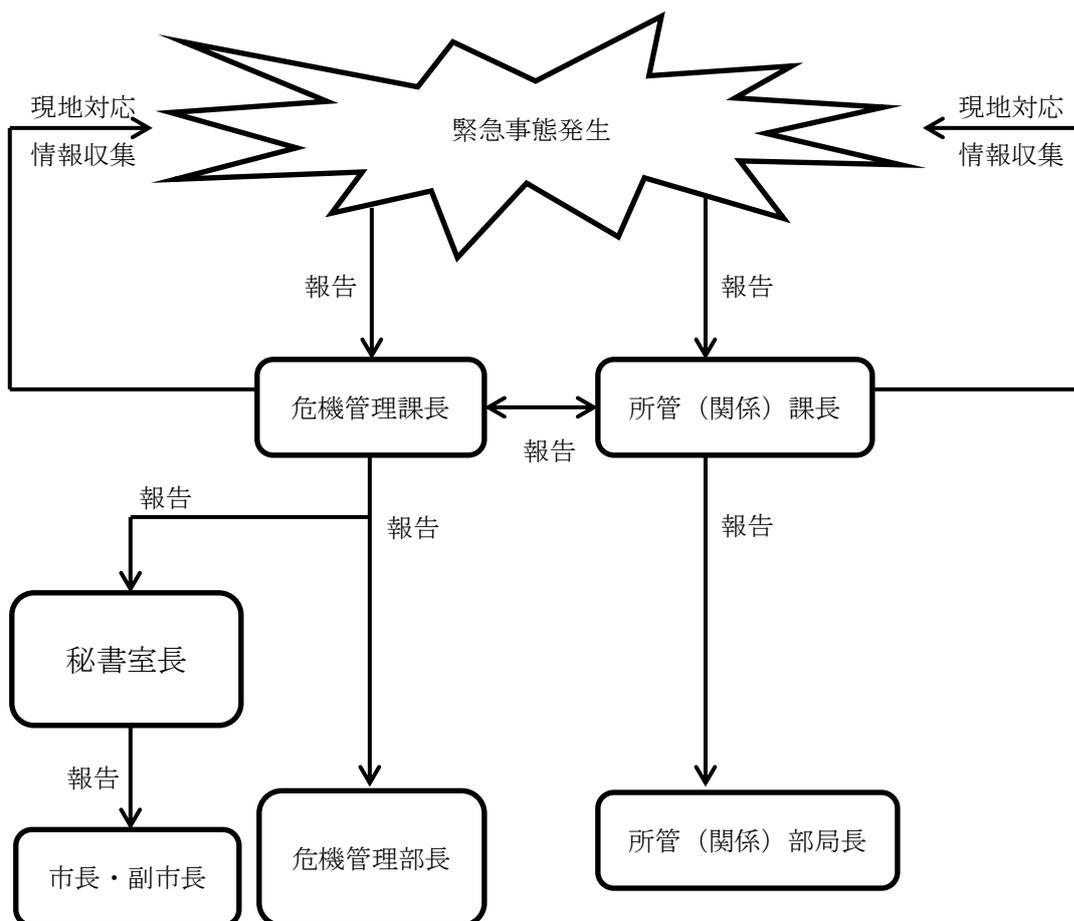
緊急事態が発生した場合における初期情報は、次に掲げる重要事項を基本に収集・報告する。

また、情報内容は、断片的であっても速報として伝達し、詳細が判明した時点で続報を報告する。

### ■初期情報の重要事項と内容

重要事項	内 容
緊急事態の概況	何が起きているか
発生時期	いつ発生したか
発生場所	特定の場所又は不特定な場所に発生しているか
発生原因	原因は判明しているか
被災者数等の被害の状況・程度	人的、物的等の被害の状況はどうか
緊急事態拡大等の可能性	事態の拡大、継続、反復の可能性はあるか
初期対応	対応方法や対応状況
必要な後方支援	人的、物的な応援の必要性はあるか

### 【緊急事態に関する初期情報の伝達イメージ】



### 3 初期情報の提供

重大な緊急事態が発生し、職員や市民等に速やかに初期情報を提供する必要性が生じた場合は、次のとおり対応する。

#### (1) 庁内における情報提供（危機管理課）

##### ①勤務時間内

緊急事態に関連する情報を勤務時間内に得た場合は、電話・口頭及び庁内放送や電子メールで、情報を提供する。

##### ②勤務時間外

緊急事態に関連する情報を勤務時間外に得た場合は、職員参集メールで情報提供する。

#### (2) 市民への情報提供（危機管理課・プロモーション推進課）

市民への情報提供は災害時と同様に、災害情報伝達システム<sup>\*</sup>、市ホームページ、防災メール・まもるくん<sup>\*</sup>及びSNS<sup>\*</sup>（フェイスブック<sup>\*</sup>、ツイッター<sup>\*</sup>、ライン<sup>\*</sup>）等で行う。

また、広報車での情報提供については、必要に応じて、各部局からの応援を得ることとする。

#### (3) 関係機関等への情報提供（所管部局）

各部局は、関係機関・団体に情報提供すべき事案か判断し、必要があると判断した場合は、情報提供を行う。

### 4 情報の一元化

緊急事態発生時には、情報が混乱錯綜するおそれがあるので情報の一元化を図る必要がある。

情報は、レベル1では所管部局、レベル2では危機管理課、レベル3では緊急事態対策本部事務局において一元化して管理する。

### 5 情報の整理・記録

緊急事態に関する情報は、緊急事態の進行状況や緊急対策の状況などの情報を時系列で整理・記録し、一元化して管理するとともに庁内での情報共有を図る。

## 第2節 体制及び対処方針

### (1) 危機レベル1

危機レベル1は所管部局において緊急対策を円滑に実施するための体制をとる。

- ① 所管部局長は総括責任者として、所管課長からの緊急事態発生等の連絡を受けた時、速やかに所管課長と協議し、対処方針及び体制を決定する。

また、必要に応じて危機管理部長と協議するとともに、緊急事態調整会議を開催する。

なお、所管部局長に事故があるとき又は欠けたときは、所管課長がその職務を代行する。

- ② 所管課長は総括責任者の命を受け、所管課職員を動員し、対処の指示を行う。

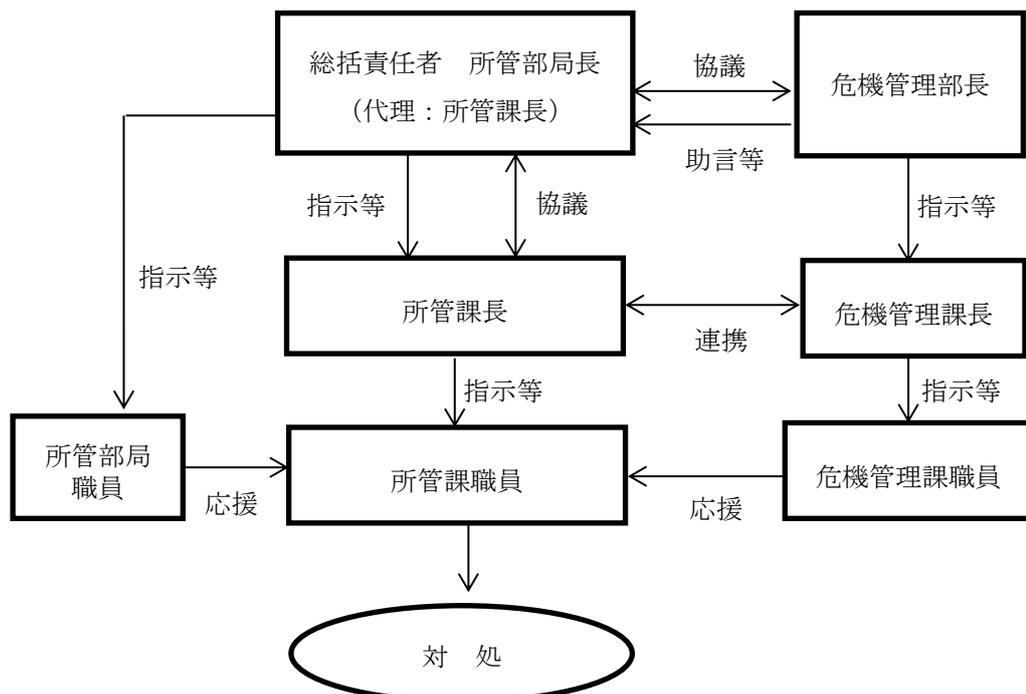
なお、所管課のみでは対応が難しい場合、総括責任者は、所管部局の他課への応援を指示する。

また、所管課長は、危機管理課長へ状況を報告するとともに、情報を共有し連携を図る。

- ③ 危機管理課長は所管課長と連携し、情報の収集・分析等を行い、必要に応じて関係機関等へ情報を伝達する。

- ④ 各部局は、応援要請があった場合には、速やかに協力する。

#### 【危機レベル1における職員の動員と任務のイメージ】



## (2) 危機レベル2

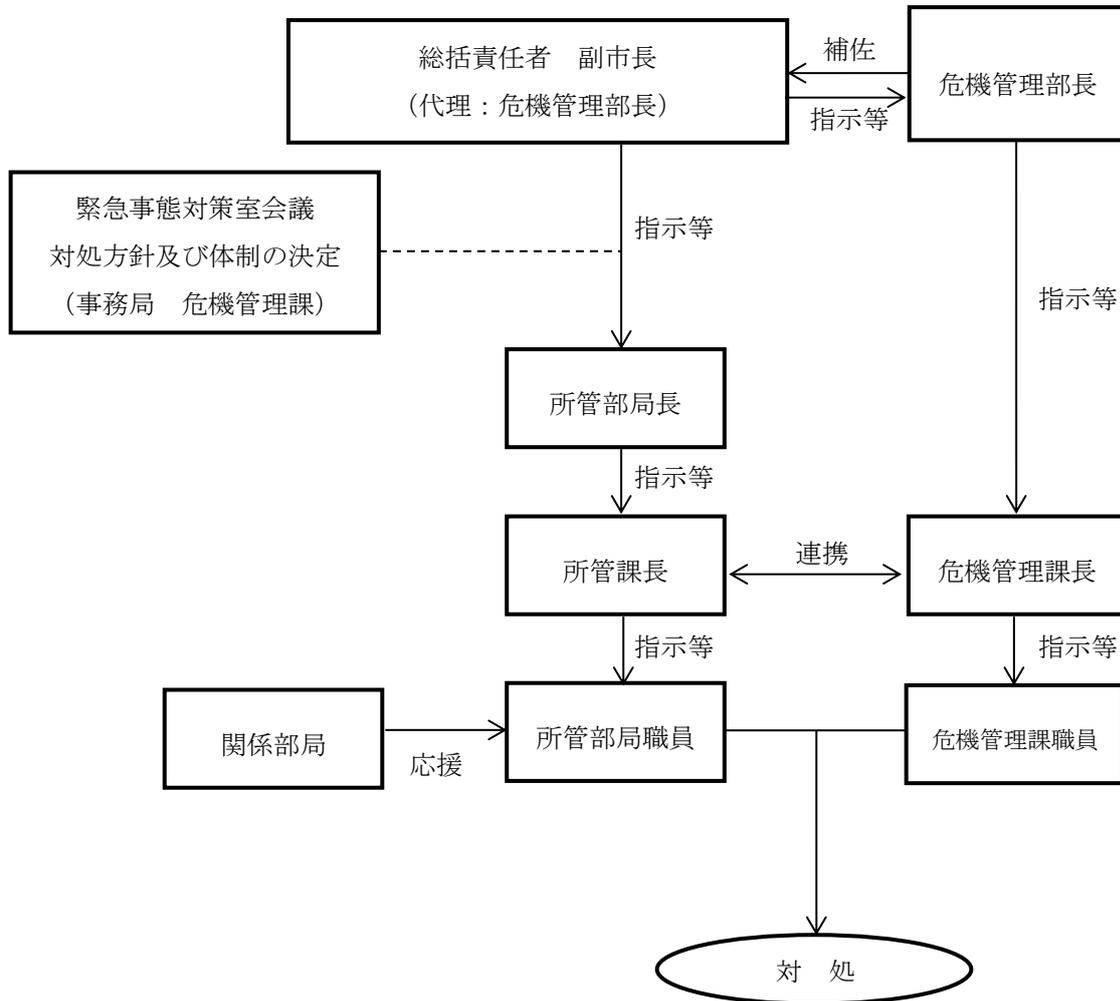
危機レベル2は所管部局、関係部局及び危機管理課を中心に緊急事態対策室を設置する。

- ① 副市長は総括責任者として、所管部局からの緊急事態発生等の連絡を受けた時、速やかに緊急事態対策室会議を開催し、対処方針及び体制を決定する。
- ② 所管部局長及び危機管理部長は総括責任者の命を受け、所管部局職員及び危機管理課職員を動員し、対処の指示を行う。  
なお、副市長に事故があるとき又は欠けたときは危機管理部長がその職務を代行する。
- ③ 危機管理課は所管課と連携し、情報の収集・分析等を行い、必要に応じて関係機関等へ情報を伝達する。
- ④ 各部局は、応援要請があった場合には、速やかに協力する。

### ■緊急事態対策室の構成例

班 名	所 掌 事 務 (レベル2の場合の業務分担例)
総務班	1 会議の設置及び運営 2 会議資料、記録の作成等 3 関係機関等との連絡調整 4 職員の動員、配置 5 情報の収集及び伝達
対策班	1 緊急事態の分析 2 緊急対策の検討 3 緊急対策実施の調整 4 関係機関等との連絡調整
広報班	1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 市民への広報 4 対策に係る記録

## 【危機レベル2における職員の動員と任務のイメージ】



### (3) 危機レベル3

市長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部体制を準用して緊急事態対策本部を設置する。

また、市長を総括責任者とした「緊急事態対策本部会議」を開催し、対処方針及び体制を決定する。

## 第3節 緊急対策の実施

### 1 基本方針

各危機レベルにおける総括責任者は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを最優先に、関係機関等と連携し緊急対策を実施する。

## 2 二次被害の防止対策

緊急事態による被害拡大と二次被害を防止するため、状況に応じて避難勧告・指示又は立ち入り制限区域の設定などの緊急的措置を講じる。

## 3 応援要請

応援要請については、「大野城市地域防災計画」を準用し、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等に対し迅速に応援を要請する。

## 4 主な緊急対策

主な緊急対策は、「大野城市地域防災計画」を準用し、必要に応じて実施する。

### ■主な緊急対策の例

- ・ 救援、救護活動
- ・ 消防活動
- ・ 避難誘導
- ・ 避難所等の設置
- ・ 飲料水、食料の支給
- ・ 防疫活動
- ・ 交通規制及び警備
- ・ 公共施設、ライフラインの応急復旧

## 第4節 広報の実施

### 1 市民及び報道機関への情報提供

緊急事態発生時の広報は、市民の安全確保と情報不足による不安や混乱等を防止するため、関係機関の協力を得て迅速、適切及び効果的に実施する。

市民及び報道機関への情報提供は、対応窓口を一本化し、情報の混乱を避けるようにする。

なお、内容、公表時期、方法等については、緊急事態対策室及び緊急事態対策本部において検討する。

### 2 広報内容

広報内容については、緊急事態の内容・規模等に応じて、市民が必要とする情報を精査し、おおむね次の項目について広報を行う。

## ■想定される項目

- ・緊急事態の発生場所及び発生時刻
- ・避難の必要性の有無
- ・市民のとるべき措置
- ・緊急事態の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性
- ・避難所の設置及び安否情報
- ・交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ・ライフラインの状況
- ・被害状況及び緊急対策の実施状況
- ・その他必要な事項

### 3 広報の手段

緊急事態に関する市民への情報提供について、適切な手段を選択し、広報活動を実施する。

また、報道機関へ必要な広報を要請するとともに、記者発表を行い、情報提供を行う。

## ■市民への広報の手段

- ・災害情報伝達システム
- ・市ホームページ
- ・SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン）
- ・防災メールまもるくん
- ・広報車
- ・チラシ

## 第5節 各部署からの応援体制

### 1 各部署からの応援体制の確立

#### (1) 応援を要請する部署の対応

緊急事態所管課において、緊急事態ごとに事前にシミュレーションをし、応援人数、活動内容、従事時間等について検討しておく。

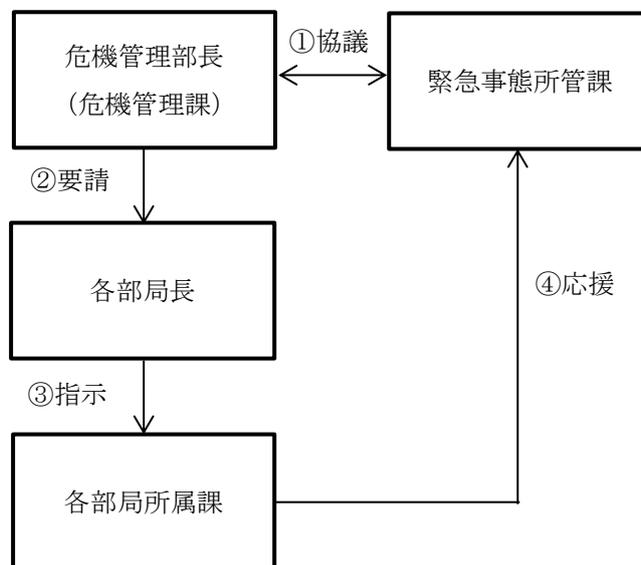
実際の発生時には、危機管理課長と緊急事態所管課において応援要請の必要性の有無を検討し、必要があれば危機管理部長を通じて各部署へ応援を要請する。

#### (2) 応援する部署の対応

応援が必要となった場合に、緊急事態所管部長（緊急事態所管課）は、危機管理部長を通じて各部署長へ応援を要請する。その際、各部署は、速やかに応援要請に応じる。

なお、各部署からの応援人数は、各部署から1～2名程度を目安とする。緊急事態の規模等により必要な応援人数が増減することも考えられるため、各部署においては、柔軟に対応する。休日や時間外に緊急事態が発生することも考えられるため、その場合にも速やかに対応する。

#### 【緊急事態発生時の各部署からの応援イメージ】



## ■全庁的な応援体制の内容（例）

- ・市民への情報提供  
（例：チラシの配布や掲示依頼、広報車の巡回等）
- ・市民からの問合せへの対応  
（例：臨時コールセンターの設置、電話対応等）
- ・消毒作業  
（例：現場における消毒・防疫活動等）
- ・応急給水活動  
（例：各拠点における応急給水活動等）
- ・避難所運営  
（例：避難誘導、避難所の設置・運営等）
- ・搜索活動  
（例：行方不明者等の搜索活動等）
- ・上記以外の想定していない緊急事態  
（各部局で対応可能な範囲）

### 【補足】

緊急事態が危機レベル3になった場合には、従来どおり、市長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部体制を準用して緊急事態対策本部を設置して対応する。

## 第4章 事後対策

### 第1節 復旧対策の推進

市は、緊急事態の発生による市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

### 第2節 各種制限措置の解除

市は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除する。

また、様々な手段を活用して、広く市民に周知する。

### 第3節 市民の不安の解消及び安心の回復

市は、被害者等の精神的不安や健康不安を解消するため、必要に応じて、相談窓口を設置し、相談、要望等を広く聴取し、不安の解消に努める。

また、緊急事態の状況によっては、必要に応じて被災者又は被害者等の心のケアの実施に努める。

### 第4節 再発防止策の検討・実施

#### 1 検証

所管部局及び危機管理課は、緊急事態情報の入手から緊急事態収束までの活動記録等を分析し、対処結果を検証する。

検証のポイントは、おおむね次のとおりとする。

#### ■検証のポイント

- ・緊急事態発生のおそれの把握・評価は適切であったか
- ・緊急事態の未然防止は、適切であったか
- ・情報伝達と緊急連絡体制は、的確に機能したか
- ・迅速、的確に対策本部を設置したか
- ・動員職員は、迅速に参集したか
- ・迅速、的確に情報を収集・分析したか
- ・迅速、的確に応急対策を実施したか
- ・関係機関との連携は十分であったか
- ・迅速、的確に広報を実施したか
- ・被害者への支援は適切であったか

#### 2 再発防止

所管部局及び危機管理課は、緊急事態の原因を調査し、検証結果及び課題を整理したうえで再発防止策を検討し実施するとともに、関係部局に周知する。

## **第5節 マニュアル等の見直し**

所管部局は、検証を踏まえ、必要に応じてマニュアル等を見直しを行う。危機管理課及び所管部局は、検証を踏まえ、必要に応じてマニュアル等を見直しを行い、関係部局等に周知する。

## 重大な感染症

### 1 想定される被害

- (1) 重大な感染症が発生した場合は、短期間で感染者や死亡者が発生することが想定されます。
- (2) 重大な感染症等に対する恐怖心、不安感により平穏な市民生活が脅かされます。
- (3) 人の移動制限や物流の規制などにより市民生活が大幅に制約されるとともに、経済活動に重大な損害が生じることが想定されます。

#### <例>

エボラ出血熱、デング熱、新型インフルエンザ 等

### 2 緊急対策の実施機関

重大な感染症が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
すこやか福祉部	健康課	情報収集、救急医療体制の確保、医療機関との連絡調整、原因究明、再発防止
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
教育部	教育政策課	情報収集、関係機関との連携、拡大防止のための普及啓発
こども未来部	子育て支援課	情報収集、保護者への連絡、保育所閉鎖等の措置、拡大防止のための普及啓発
総合政策部	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
施設所管部局	施設所管課	防疫活動
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
消毒作業、市民への情報提供、市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課 電話 513-5581 FAX 513-5598 電話 471-0264（時間外警備会社対応）
春日・那珂川・大野城消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200 指令課 電話 584-1191 FAX 584-1240（夜間休日）
（社）筑紫医師会	電話 923-1331 FAX 929-4308
（社）筑紫薬剤師会	電話 571-8116 FAX 571-8146

### 3 留意点

- (1) 発生初期の段階で封じ込める必要があるため、感染源、感染経路の特定と感染対策が

急務です。

- (2) 重大な感染症等の発生状況、発生した場合の市民のとりべき行動などを積極的に市民等に広報します。
- (3) 多数の死傷者や感染者が想定されるため、緊急の搬送体制や医療機関の収容体制の確立が必要です。
- (4) 救急救護の際には、感染しないよう、死傷者との接触等には十分注意する必要があります。
- (5) 「高病原性鳥インフルエンザ」のうち、動物間の感染に関しては、「家畜伝染病」に基づき緊急対策を実施します。

#### 4 マニュアル等の策定状況

- ・大野城市新型インフルエンザ対策行動計画（健康課）
- ・筑紫地区健康危機管理マニュアル（筑紫保健福祉環境事務所）
- ・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル 等（危機管理課）

## 大規模な食中毒

### 1 想定される被害

- (1) 不特定多数の一般住民が集まる場所や機会において、短時間のうちに食中毒または感染症が疑われる症状（消化器症状や呼吸器症状）を有する人が多数発生した場合（被害者の範囲が特定されている集会等での集団発生は除く）を想定します。
- (2) 調理過程、食品製造業における製造過程において、食品が病原微生物や毒物成分等に汚染された場合は、死者や多数の食中毒患者が発生することが想定されます。
- (3) 食中毒の原因（微生物、自然毒、化学物質等）が不明な場合、又は原因となる食品が日常の食品等である場合は、市民に多大な不安感と経済活動に損害が生ずることが想定されます。

#### <例>

イベント等における食中毒、保育所や小・中学校における食中毒 等

### 2 緊急対策の実施機関

大規模な食中毒が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
施設・イベント所管部局		情報収集、関係機関との連携、被害者への対応
関係部局	関係課	主な役割
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
総合政策部	プロモーション 推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
すこやか福祉部	健康課	保健所との連絡調整
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
消毒作業、市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課 電話 513-5581 FAX 513-5598 電話 471-0264（時間外警備会社対応）
春日・那珂川・大野城消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200 指令課 電話 584-1191 FAX 584-1240（夜間休日）
（社）筑紫医師会	電話 923-1331 FAX 929-4308
（社）筑紫薬剤師会	電話 571-8116 FAX 571-8146
イベント関係者・委託業者等	

### 3 留意点

- (1) 被害の拡大防止を最優先に行うため、食中毒の原因や原因となる食品等を特定します。
- (2) 被害の拡大を防ぐため、迅速・的確に市民等に情報提供を行います。
- (3) 筑紫保健福祉環境事務所作成の「筑紫地区健康危機管理マニュアル」を参考とします。

#### 4 マニュアル等の策定状況

- ・ 筑紫地区健康危機管理マニュアル（筑紫保健福祉環境事務所）
- ・ 学校給食衛生管理マニュアル（教育政策課）
- ・ 中学校「牛乳給食」「ランチ給食サービス」事務・衛生管理マニュアル（教育政策課）

## 大気汚染

### 1 想定される被害

- (1) 大気中の有害物質増加による大気汚染が発生した場合は、有害物質の吸引により不特定多数の市民に健康被害が発生することが想定されます。
- (2) 大気中の有害物質が人体へ及ぼす影響がない基準値まで低下する間、外出や屋外活動の自粛など市民生活を制限することが想定されます。

<例>

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、光化学オキシダント 等

### 2 緊急対策の実施機関

大気汚染が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整、情報収集、外出の自粛要請などの広報活動、被害情報の集約、関係機関との連携
環境経済部	循環型社会推進課	情報収集、外出の自粛要請などの広報活動、被害情報の集約、関係機関との連携
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
施設の所管部局	施設の所管課	施設利用者への情報提供及び注意喚起
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供、市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
福岡県	環境部環境保全課 大気係 電話 643-3360 FAX 643-3357

### 3 留意点

- (1) 被害の拡大を防ぐため、迅速・的確に市民等に情報提供を行います。
- (2) 被害の拡大を防ぐため、市民に対し、屋外での活動の自粛等についての注意喚起を実施します。

### 4 マニュアル等の策定状況

- ・光化学オキシダント緊急時対応について（危機管理課）
- ・注意喚起・自粛要請の暫定的な指針（危機管理課）

## 水質・土壌汚染

### 1 想定される被害

- (1) 有害物質による河川・水路の水質汚染、農園や公園等の土壌汚染が発生した場合は、有害物質への接触や汚染された水や農作物等の摂取により、不特定多数の市民に健康被害が発生することが想定されます。
- (2) 多くの市民や関係者に不安感を与えることが想定されます。

<例>

事故発生に伴う有害物質の流出 等

### 2 緊急対策の実施機関

環境汚染が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
施設の所管部局	施設の所管課	現地調査、関係機関との連携、被害の拡大防止、被害情報収集
環境経済部	循環型社会推進課	現地調査、関係機関との連携、被害の拡大防止、被害情報収集
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供、市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
筑紫保健福祉環境事務所	環境指導課 電話 513-5612
春日警察署	電話 580-0110
春日・那珂川・大野城消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200

### 3 留意点

- (1) 被害の拡大を防ぐため、迅速・的確に市民等に情報提供を行います。
- (2) 被害の拡大を防ぐため、筑紫保健福祉環境事務所と連携し、注意喚起や立入制限を実施します。

## 施設での火災や爆発等の事故

### 1 想定される被害

- (1) 公共施設で火災や爆発などの事故が発生した場合は、施設の利用者や関係者等に死傷者が発生することが想定されます。
- (2) 施設周辺の市民等にも被害がおよぶことが想定されます。

#### <例>

公共施設での火災や爆発等の事故 等

### 2 緊急対策の実施機関

施設での火災や爆発等の事故が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
施設の所管部局	施設の所管課 (指定管理者)	情報の収集、関係機関への緊急通報、施設（内外）の点検巡視、施設利用者の避難誘導・安全確保、施設への立入り規制、施設従事者の避難指示等
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整 消防団との連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション 推進課	市民への情報提供、報道機関への対応
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民からの問合せへの対応、避難所運営		

関係機関名	連絡先等
春日・大野城・那珂川消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200
	指令課 電話 584-1191 FAX 584-1240（夜間休日）
大野城市消防団	
春日警察署	電話 580-0110

### 3 留意点

- (1) 消防署への緊急通報、初期消火活動、負傷者の救出を行うとともに、利用者等を安全な場所へ避難させます。なお、避難誘導の際は、混乱による事故防止に努めます。
- (2) 迅速・的確な情報提供により、市民等の不安感の払拭に努めます。

### 4 マニュアル等の策定状況

- ・各施設の消防計画（消防法に基づくもの）

## 情報システムの障害

### 1 想定される被害

- (1) 停電や火災等の事故が発生し、情報システムの停止や機器の故障が併せて発生することが想定されます。
- (2) 情報システムの停止や機器の故障に伴い、庁内システムが使用不可となり、業務が継続できなくなることや、データの消失・漏えいも想定されます。

#### <例>

停電や火災（災害以外の事故）の発生に伴うシステムの停止、故障に伴うシステムの停止、データ消失、個人情報の漏えい 等

### 2 緊急対策の実施機関

情報システムの障害が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
総合政策部	デジタル推進課	被害状況の把握・整理、原因究明、被害の拡大防止、システム及びネットワークの復旧に係る総合調整・実施、関係部局や関係機関との連絡調整
	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応 大規模な個人情報漏えいの場合は、関係部局や関係機関との連絡調整
システム等の所管部局	システム等の所管課	被害状況の報告、システム復旧までの業務継続の検討・実施、市民及び関係機関等への連絡・説明
関係部局	関係課	主な役割
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
各種システム保守管理業者	
電気通信事業者	
九州電力送配電株式会社	福岡南配電事業所 電話 922-6124 FAX 928-6900
ケーブルステーション福岡	福岡支店 電話 587-1800 FAX 587-1801

### 3 留意点

- (1) システムの停止や故障が発生した場合は、迅速な原因究明に努めるとともに、被害の拡大防止に努めます。
- (2) システムの停止や故障が発生した場合は、システム構築業者やネットワーク事業者等の関係機関等と連携して緊急対策を行います。
- (3) 原因がサイバーテロ等によるものである場合は、「サイバーテロ」（事態-15）に基づき緊急対策を行います。

- (4) 個人情報漏えいについては、「個人情報の漏えい」(事態-21)を踏まえて緊急対策を行います。

## 上水道の給水停止（断水）

### 1 想定される被害

重要な水道施設の機能停止や水質の異常等が発生した場合、復旧までの供給停止により市民生活に重大な影響を与えることが想定されます。

#### <例>

施設の破壊や有害物質混入等による供給停止  
送配水管の破損や破裂、水源の汚染による供給停止  
寒波の影響による送配水管の破損による供給停止

### 2 緊急対策の実施機関

上水道の給水停止（断水）が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
上下水道局		現場調査・被害状況の把握、関係機関への緊急通報、情報収集、活動体制の確立、対策の検討・実施、市民への情報提供・協力要請
関係部局	関係課	主な役割
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
応急給水活動、市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
福岡県水資源対策課水道整備室	電話 643-3376
春日警察署	電話 580-0110
春日・大野城・那珂川消防本部	電話 584-1191
筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課	電話 513-5599
南福岡管工事協同組合	電話 595-0929

### 3 留意点

- (1) 関係機関への緊急通報を行い、施設の被害状況及び二次被害の発生防止を図ります。
- (2) 市民生活への影響を考慮し、応急給水の実施及び早期復旧に努めます。
- (3) 迅速・的確な情報提供により、市民等の不安感の払拭に努めます。

### 4 マニュアル等の策定状況

- ・大野城市上下水道局危機管理対応指針
- ・危機管理対応マニュアル【渇水対策編】
- ・          〃                  【自然対策編（風水害・地震）】
- ・          〃                  【寒波対策編】



## 大規模停電

### 1 想定される被害

- (1) 大規模停電が長期にわたり発生した場合は、市民生活の利便性が大幅に損なわれるとともに、経済活動に多大な損害が生ずることが想定されます。
- (2) 市庁舎や関係施設が停電した場合には、業務の継続に影響が出ることが想定されます。

#### <例>

発電・送電・受電設備の事故等による大規模停電 等

### 2 緊急対策の実施機関

大規模停電が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
施設の所管部局	施設の所管課	情報の収集、優先業務の選定、施設の利用制限、電気設備の点検・復旧
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
九州電力送配電株式会社	福岡南配電事業所 電話 922-6124 FAX 928-6900
春日・大野城・那珂川消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200
春日警察署	電話 580-0110

### 3 留意点

- (1) 電気事業者と協力し、停電の状況、復旧見込みに関する広報を行います。
- (2) 優先業務の選定を行い、業務を継続します。

### 4 マニュアル等の策定状況

- ・大野城市停電等対策本部設置要綱（危機管理課）

## 施設への犯行予告等

### 1 想定される被害

公共施設への犯行予告が発生した場合は、施設の利用者及び関係者に恐怖心や不安感を与えるとともに、不特定多数の市民等に危害がおよぶことが想定されます。

<例>

公共施設への爆破予告、公共施設での市民等に対する危害（予告を含む） 等

### 2 緊急対策の実施機関

施設への犯行予告等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
施設の所管部局	施設の所管課 (指定管理者)	情報の収集、関係機関への緊急通報、施設（内外）の点検巡視、施設利用者の避難誘導・安全確保、施設への立入り規制、施設従事者の避難指示等
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション 推進課	市民への情報提供、報道機関への対応
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民からの問合せへの対応、避難所運営		

関係機関名	連絡先等
春日警察署	電話 580-0110
春日・大野城・那珂川消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200

### 3 留意点

- (1) 犯行予告の場合、予告の信憑性について警察と協議・検討し、危機の発生する可能性が高い場合には、その施設の利用制限を行います。
- (2) 利用者等を安全な場所へ避難させます。なお、避難誘導の際は、混乱による事故防止に努めます。
- (3) 迅速・的確な情報提供により、市民等の不安感の払拭に努めます。

## バスジャック等

### 1 想定される被害

- (1) コミュニティバス「まどか号」への犯行の予告・脅迫、バスジャックの発生は、乗客等へ危害がおよぶことが想定されます。
- (2) 事件に対する恐怖心、不安感から平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。

#### <例>

犯行の予告・脅迫、バスジャック 等

### 2 緊急対策の実施機関

バスジャック等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
都市整備部	運行委託業者 (西鉄バス二日市)	マニュアル（運行业者策定）に基づく対応 警察・市への緊急通報、対策本部の設置等
	都市計画課	情報の収集、警察・運行业者との協議・連携、被害者への対応
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション 推進課	市民への情報提供、報道機関への対応
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供、市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
西鉄バス二日市	電話 595-6475
春日警察署	電話 580-0110
春日・大野城・那珂川消防本部	電話 584-1191

### 3 留意点

- (1) 犯行予告の場合、予告の信憑性について警察と協議・検討し、危機の発生する可能性が高い場合には、バスの運行を見合わせます。
- (2) バスジャックが発生したときは、警察へ緊急通報を行い、指示に従います。
- (3) できる限り、乗客の家族等へ情報提供を行います。

### 4 マニュアル等の策定状況

- (1) バスジャック統一对応マニュアル（公益社団法人日本バス協会）

## サイバーテロ（サイバー攻撃）

### 1 想定される被害

情報システムへの不正アクセス、コンピュータの処理能力を超える大量のデータ送信等の攻撃が行われた場合には、情報システムの停止やデータの破壊、改ざん・漏えいにより、市民生活及び経済活動に重大な支障を来たすことが想定されます。

<例>

大量アクセスによるネットワークの機能不全、業務用コンピュータのウイルス感染、システムへの不正侵入によるデータの破壊、改ざん、漏えい 等

### 2 緊急対策の実施機関

サイバーテロ等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
総合政策部	デジタル推進課	被害状況の把握・整理、原因調査・究明、被害の拡大防止、システム及びネットワークの復旧に係る総合調整・実施、関係部局や関係機関との連絡調整
	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応、大規模な個人情報漏えいの場合は、関係部局や関係機関との連絡調整
システム等の所管部局	システム等の所管課	被害状況の報告、システム復旧までの業務計測の検討・実施、市民及び関係機関等への連絡・説明
関係部局	関係課	主な役割
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
福岡県警察本部	サイバー犯罪対策課 092-641-4141
春日警察署	092-580-0110
各種システム保守管理業者	
電気通信事業者	

### 3 留意点

- (1) 情報システムへの不正アクセス、コンピュータの処理能力を超える大量のデータ送信を受けた場合は、必要に応じ、一時的な情報通信ネットワークの遮断を行います。
- (2) 情報通信ネットワークの障害や情報通信ネットワークを経由した攻撃を受けた場合は、関係機関等と連携して緊急対策を行います。
- (3) 事故等による故障に伴うシステムの停止については、「情報システムの障害」（事態-7）に基づき緊急対策を実施します。

- (4) 個人情報漏えいについては、「個人情報の漏えい」(事態-26)を踏まえて緊急対策を実施します。

## 不審者や不審物

### 1 想定される被害

- (1) 公共施設での不審者、不審物が発見された場合、犯罪行為へ移行し利用者に危害がおよぶ可能性が想定されます。
- (2) 公共施設以外では、児童や生徒等を標的とする、不審者によるつきまとい等が想定されます。
- (3) 多くの市民や関係者に恐怖心、不安感を与えることが想定されます。

#### <例>

公共施設への不審者侵入、公共施設で不審物の発見、教育施設周辺での不審者出現 等

### 2 緊急対策の実施機関

不審者や不審物が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
施設の所管部局	施設の所管課 (指定管理者)	情報の収集、関係機関への緊急通報、施設の点検巡視、施設利用者の避難誘導・安全確保等、施設の利用制限
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション 推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
教育部	教育政策課 教育振興課 教育支援課	情報収集、保護者への連絡、学校施設及び通学路の安全点検等
こども未来部	子育て支援課	情報収集、保護者への連絡、学校施設及び通学路の安全点検等
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供		

関係機関名	連絡先等
春日警察署	電話 580-0110
春日大野城那珂川消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200 指令課 電話 584-1191 FAX 584-1240（夜間休日）

### 3 留意点

- (1) 利用者の安全を確保するため、館内放送による通知、安全な場所への避難誘導を行います。また、現場周辺の市民への広報も行います。
- (2) 利用者への危害がおよぶ可能性がある場合は、その施設の利用制限を行います。

(3) 学校周辺及び通学路の安全点検や、登下校時の見守り活動を行います。

## 家畜伝染病

### 1 想定される被害

- (1) 鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病が発生した場合は、動物の感染のまん延が生じ、畜産事業者や関連事業者に多大な経済的被害が生じることが想定されます。
- (2) 人の移動制限や物流の規制などにより市民生活が大幅に制限されるとともに、経済活動に重大な損害が生じることが想定されます。
- (3) 重大な動物感染症に対する不安感により平穏な市民生活が脅かされます。

#### <例>

鳥インフルエンザの発生、狂犬病の発生 等

### 2 緊急対策の実施機関

家畜伝染病が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
環境経済部	産業振興課	情報収集、市民への注意喚起、原因究明、被害の拡大防止、再発防止
	循環型社会推進課	情報収集、市民への注意喚起、原因究明、被害の拡大防止、再発防止
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供		

関係機関名	連絡先等
筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課 電話 513-5581 FAX 513-5598 電話 471-0264（時間外警備会社対応）

### 3 留意点

- (1) 発生初期の段階で封じ込める必要があるため、発生原因、感染経路の特定と防疫対策が急務です。
- (2) 重大な動物感染症の発生の状況、発生に伴う移動制限区域などを積極的に市民に広報します。
- (3) 防疫の際には、感染しないよう、動物との接触等には十分注意する必要があります。
- (4) 「高病原性鳥インフルエンザ」のうち、人への感染に関しては、「重大な感染症」（事態-1）に基づき緊急対策を実施します。

#### 4 マニュアル等の策定状況

- ・筑紫地区健康危機管理マニュアル（筑紫保健福祉環境事務所）

## 危険生物（動物・昆虫類）

### 1 想定される被害

- (1) スズメバチ、セアカゴケグモ、マダニ等の害虫に刺されたり、咬まれたりした場合は、痛み、かゆみ、腫れ、湿疹などの症状が発生することが想定されます。一般的には軽度ですが、多数に刺されたり咬まれたりした場合、体質などによっては死に至る場合もあります。また、大量発生により立入規制を行った場合は、市民生活の利便性が損なわれることが想定されます。
- (2) 市街地に野生生物（サル、イノシシ、イヌ等）が群集等で出現した場合は、市民が危害を受け、負傷者が発生することが想定されます。
- (3) 危険生物等が徘徊することにより、市民に不安感が募ることが想定されます。

#### <例>

市内（住宅地や通学路等の人が多く集まる場所）に危険生物が出没し、多大な被害が発生、危険生物による被害が市内全体で発生 等

### 2 緊急対策の実施機関

危険生物（動物・昆虫類）が出現した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
環境経済部	循環型社会推進課 産業振興課	情報収集、市民への注意喚起（不要不急の外出禁止）、原因究明、被害の拡大防止、再発防止
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション推進課	市民等への情報提供、報道機関への対応
教育部	教育政策課 教育振興課 教育支援課	児童・生徒の安全確保、保護者への連絡
こども未来部	子育て支援課	園児の安全確保、保護者への連絡
施設所管部局	所管課 (指定管理者)	利用者の安全確保、関係機関への連絡、施設への立入規制
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供		

関係機関名	連絡先等
筑紫保健福祉環境事務所	総務企画課 電話 513-5581 FAX 513-5598 電話 471-0264 (時間外警備会社対応)
福岡農林事務所	農山村振興課 735-6123
春日警察署	電話 580-0110

### 3 留意点

- (1) 筑紫保健福祉環境事務所との情報共有に努め、昆虫等の発生情報、習性や特性などの正しい知識を迅速・的確に市民に情報提供します。
- (2) 捕獲等の対応は、関係機関と連携して対応することとします。
- (3) 周囲の混乱や危害を未然に防ぐため、不急の外出を控えるよう市民に呼びかけます。
- (4) 立入規制等の実施により被害の拡大を防ぎます。

## 不発弾等の処理

### 1 想定される被害

- (1) 不発弾等が発見された場合は、周辺地域の市民に爆発の可能性に対する恐怖心、不安感が生じ、平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。
- (2) 立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれることが想定されます。

#### <例>

工事現場で不発弾等の発見、文化財発掘中に不発弾等が発見 等

### 2 緊急対策の実施機関

不発弾等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
工事等担当部局	工事等担当課	情報収集、作業中止の指示、警察への緊急通報
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整
関係部局	関係課	主な役割
総合政策部	プロモーション推進課	市民への情報提供、報道機関への対応
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民への情報提供、避難所運営		

関係機関名	連絡先等
春日警察署	生活安全課 電話 580-0110
福岡県警察本部	生活保安課 電話 641-4141 ※陸上自衛隊の出動要請は警察本部長が行う。

### 3 留意点

- (1) 発見した場合は、速やかに警察へ通報します。（福岡県警察ホームページ参照）
- (2) 作業を中止し警察や自衛隊等が到着するまで現場保存を行うよう指示します。
- (3) 市民及び関係者等の安全を確保するため、危険区域からの避難を指示し安全な場所へ避難誘導を行います。
- (4) 迅速・的確な情報提供により、市民等の不安感の払拭に努めます。

## 行方不明者等の発生

### 1 想定される被害

児童・生徒や高齢者等が行方不明になった場合、生命に関わる不測の事態が発生することが想定されます。

#### <例>

児童・生徒の行方不明、認知症高齢者の行方不明、障がい者の行方不明 等

### 2 緊急対策の実施機関

行方不明者等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
危機管理部	危機管理課	総合的な連絡調整、捜索活動の指揮
こども未来部 (幼児の場合)	子育て支援課	初動捜索、関係者（機関）との連絡調整、捜索活動
すこやか福祉部 (障がい者の場合)	福祉サービス課	初動捜索、関係者（機関）との連絡調整、民生委員等への協力要請、捜索活動
すこやか福祉部 (高齢者の場合)	すこやか長寿課 福祉サービス課	初動捜索、関係者（機関）との連絡調整、民生委員等への協力要請、捜索活動
教育部 (児童・生徒の場合)	教育政策課 教育支援課	初動捜索、関係者（機関）との連絡調整、学校関係者への協力要請、捜索活動
<b>各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）</b>		
捜索活動		

関係部局	関係課	主な役割
こども未来部	〃	〃 (幼児の場合)
すこやか福祉部	〃	〃 (障がい者の場合)
すこやか福祉部	〃	〃 (高齢者・障がい者の場合)
教育部	〃	〃 (児童・生徒の場合)

関係機関名	連絡先等
春日警察署	電話 580-0110
春日・大野城・那珂川消防本部	警防課 電話 584-1197 FAX 584-1200
消防団	
区長	
民生委員・児童委員	
学校関係者（児童・生徒の場合）	
社会福祉協議会（高齢者等の場合）	電話 572-770

### 3 留意点

- (1) 行方不明者が発生した場合は、早期捜索・発見が重要であり、家族等に対し速やかに警察署へ行方不明届出を提出するよう勧めます。
- (2) 市は、「大野城市行方不明者等捜索マニュアル」により関係機関等と連携協力し行方不明者の捜索活動等を行います。

### 4 マニュアル等の策定状況

- ・大野城市行方不明者等捜索マニュアル

## 個人情報の漏えい

### 1 想定される被害

- (1) 業務上の過失等により個人情報が漏えいすることも想定されます。
- (2) サイバー攻撃等によりシステム不正侵入が発生した場合、個人情報が含まれたデータの漏えいが想定されます。

#### <例>

委託業者からの個人情報漏えい、記録媒体や書類の紛失・盗難による個人情報漏えい、システムの不具合による個人情報漏えい 等

### 2 緊急対策の実施機関

個人情報の漏えいが発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

主な所管部局	主な所管課	主な役割
個人情報 所管部局	個人情報 所管課	被害状況の把握・整理、原因究明、被害の拡大防止、個人情報主への説明・対応、関係課や関係機関との連絡調整
総合政策部	デジタル推進課	<システムに関する場合> 所管課との連携、システム障害の原因究明、被害の拡大防止
	プロモーション 推進課	所管課との連携、関係機関との連絡調整、報道機関への対応
関係部局	関係課	主な役割
危機管理部	危機管理課	情報収集、所管課への協力
各部局からの応援（全庁的に応援を必要とする主な業務）		
市民からの問合せへの対応		

関係機関名	連絡先等
春日警察署	電話 580-0110
各種システム保守管理業者	

### 3 留意点

- (1) 業務上の過失等による場合は、迅速な原因究明に努めるとともに、個人情報主への説明等については速やかに対応します。
- (2) 原因が記録媒体の紛失・盗難による場合は、警察署等に届け出を行うとともに、個人情報主への説明等については速やかに対応します。
- (3) 原因がサイバーテロ攻撃等によるものである場合は、「サイバーテロ」（事態-15）に基づき緊急対策を行います。
- (4) 情報システム障害については（事態-8）を踏まえて緊急対策を行います。